



長野県告示第420号

平成20年3月31日専決処分した平成19年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

平成19年度長野県一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	2594 億 5216 万 3 千円	△ 10 億 4227 万 円	2584 億 989 万 3 千円
2 地方消費税清算金	455 億 4600 万 円	6770 万 3 千円	456 億 1370 万 3 千円
3 地 方 譲 与 税	50 億 1700 万 円	1 億 1937 万 9 千円	51 億 3637 万 9 千円
5 地 方 交 付 税	2166 億 1658 万 1 千円	3 億 5725 万 6 千円	2169 億 7383 万 7 千円
6 交通安全対策特別交付金	10 億 2020 万 1 千円	△ 3202 万 円	9 億 8818 万 1 千円
7 分担金及び負担金	31 億 988 万 8 千円	△ 184 万 1 千円	31 億 804 万 7 千円
8 使用料及び手数料	185 億 4090 万 円	5839 万 円	185 億 9929 万 円
9 国 庫 支 出 金	929 億 5892 万 8 千円	△ 1 億 1730 万 円	928 億 4162 万 8 千円
10 財 産 収 入	27 億 4932 万 4 千円	5080 万 7 千円	28 億 13 万 1 千円
11 寄 付 金	4594 万 4 千円	865 万 円	5459 万 4 千円
12 繰 入 金	196 億 7542 万 1 千円	△ 40 億 円	156 億 7542 万 1 千円
14 諸 収 入	724 億 1769 万 4 千円	1 億 9565 万 8 千円	726 億 1335 万 2 千円
15 県 債	942 億 円	3 億 500 万 円	945 億 500 万 円
歳 入 合 計	8348 億 4406 万 7 千円	△ 40 億 3058 万 8 千円	8308 億 1347 万 9 千円

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 务 費	367 億 5553 万 3 千円	△ 6 億 4826 万 3 千円	361 億 727 万 円
3 民 生 費	852 億 1863 万 7 千円	△ 5367 万 円	851 億 6496 万 7 千円
4 衛 生 費	164 億 8201 万 6 千円	△ 7528 万 円	164 億 673 万 6 千円
7 農 林 水 産 業 費	419 億 2880 万 円	△ 7726 万 3 千円	418 億 5153 万 7 千円
8 商 工 費	659 億 2742 万 4 千円	△ 4751 万 2 千円	658 億 7991 万 2 千円
9 土 木 費	1177 億 2990 万 円	△ 6 億 4642 万 9 千円	1170 億 8347 万 1 千円
10 警 察 費	442 億 9896 万 3 千円	△ 3 億 579 万 2 千円	439 億 9317 万 1 千円
11 教 育 費	2050 億 1724 万 5 千円	△ 9 億 2844 万 7 千円	2040 億 8879 万 8 千円
12 災 害 復 旧 費	65 億 9624 万 6 千円	△ 8021 万 1 千円	65 億 1603 万 5 千円
13 公 債 費	1428 億 5652 万 2 千円	△ 8 億 3891 万 8 千円	1420 億 1760 万 4 千円
14 諸 支 出 金	612 億 2049 万 5 千円	△ 3 億 2880 万 3 千円	608 億 9169 万 2 千円
歳 出 合 計	8348 億 4406 万 7 千円	△ 40 億 3058 万 8 千円	8308 億 1347 万 9 千円

2 地方債補正

農道事業費ほか12件

限度額 3 億 500 万 円

平成19年度長野県公債費特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(1) 嶸 入

	款	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		2億3180万2千円	△ 922万1千円	2億2258万1千円
2 繰入金		1498億3874万5千円	△ 1億3052万8千円	1497億821万7千円
歳入合計		2186億9654万7千円	△ 1億3974万9千円	2185億5679万8千円

(2) 嶐 出

	款	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		2186億9654万7千円	△ 1億3974万9千円	2185億5679万8千円
歳出合計		2186億9654万7千円	△ 1億3974万9千円	2185億5679万8千円

財政課

長野県告示第421号

平成20年7月4日成立した平成20年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成20年7月10日

長野県知事 村井仁

平成20年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 嶌入歳出予算補正

(1) 嶌 入

	款	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		963億9328万3千円	5359万9千円	964億4688万2千円
12 繰入金		162億2671万2千円	1億4570万7千円	163億7241万9千円
13 繰越金		1千円	1311万7千円	1311万8千円
歳入合計		8330億5212万6千円	2億1242万3千円	8332億6454万9千円

(2) 嶐 出

	款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		367億5019万6千円	2778万6千円	367億7798万2千円
3 民生費		888億6358万9千円	1億4570万7千円	890億929万6千円
4 衛生費		160億3665万8千円	75万1千円	160億3740万9千円
7 農林水産業費		434億4105万6千円	550万円	434億4655万6千円
11 教育費		2005億7258万4千円	3267万9千円	2006億526万3千円
歳出合計		8330億5212万6千円	2億1242万3千円	8332億6454万9千円

平成20年度長野県企業特別会計補正予算

会計名

病院事業会計(第1号)

既決予定額

236億6243万3千円

補正予定額

6300万円

計

237億2543万3千円

合計

384億6202万9千円

6300万円

385億2502万9千円

財政課

長野県告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
JA上伊那介護サービスステーション伊南	長野県駒ヶ根市東町3-12番地	平成20年7月1日
JA上伊那介護サービスステーション伊北	長野県上伊那郡辰野町伊那富2808番地	"

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エフビー柳原デイサービスセンター	長野県長野市小島字中俣道785番地	平成20年7月1日
デイサービスセンターしゃらの木	長野県松本市里山辺下原1549-1	"
JA須高デイサービスセンターがりゅうの里	長野県須坂市野辺松ノ春560-1	"
デイサービス喜楽	長野県諏訪郡下諏訪町3367番地	"
デイサービスセンター「陽だまり横丁」	長野県諏訪郡下諏訪町6672番地15	"

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
JA須高ショートステイがりゅうの里	長野県須坂市野辺松ノ春560-1	平成20年7月1日
ショートステイひまわりの家	長野県諏訪郡下諏訪町4429番地30	"

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
コミュニティーサポートみのり	長野県南佐久郡佐久穂町海瀬481	平成20年7月1日
有限会社宅幼老所とみさと	長野県諏訪郡原村8132番地1	"
指定居宅介護支援事業所ちとせ	長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬2506-1	"

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
JA上伊那介護サービスステーション伊南	長野県駒ヶ根市東町3-12番地	平成20年7月1日
JA上伊那介護サービスステーション伊北	長野県上伊那郡辰野町伊那富2808番地	"

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エフビー柳原デイサービスセンター	長野県長野市小島字中俣道785番地	平成20年7月1日
デイサービスセンターしゃらの木	長野県松本市里山辺下原1549-1	"
JA須高デイサービスセンターがりゅうの里	長野県須坂市野辺松ノ春560-1	"
デイサービス喜楽	長野県諏訪郡下諏訪町3367番地	"
デイサービスセンター「陽だまり横丁」	長野県諏訪郡下諏訪町6672番地15	"

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
JA須高ショートステイがりゅうの里	長野県須坂市野辺松ノ春560-1	平成20年7月1日
ショートステイひまわりの家	長野県諏訪郡下諏訪町4429番地30	"

長寿福祉課

長野県告示第423号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成20年7月1日から平成21年3月20日まで

3 作業地域

長野市内（犀川以南地区）

建設政策課

長野県告示第424号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
4-116号線	飯山市大字瑞穂字北大門6103番の1地先から 飯山市大字瑞穂字池尻7776番の2地先まで	道路改良	平成20年7月10日

道路管理課

長野県告示第425号

災害危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第90号）の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

第1中「市町村が策定した事業計画に基づいて危険住宅を除却、解体又は曳家（以下「除却等」という。）して移転する者（住宅金融公庫の親族居住用住宅貸付けを受けて、親族の居住する危険住宅を移転する者を含む。以下同じ。）に対して市町村が補助するに要する」を住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成17年国土交通省国住指第3249-2号）に規定する危険住宅の移転事業を行う者に対して市町村が補助する」に改める。

第2中「住宅を」を「区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行なつたものを」に改め、同第2各号を次のように改める。

- (1) 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第2条第1項に規定する災害危険区域
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条の規定により市町村が条例で建築を制限している区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域

第3の見出し及び同第3の表以外の部分中「等」を削り3の表を次のように改める。

事業の種類	対象経費	補助率
危険住宅除却等事業	(1) 危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費を補助するに要する経費。 (2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の額に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。	4分の1以内
危険住宅に代わる住宅の建設補助事業	(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額の費用を補助するに要する経費。 (2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の額に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。	4分の1以内

第5第2項第4号中「除却等」を「除却、解体又は曳家（以下「除却等」という。）する場所」に改める。

第9中「佐久地方事務所」を「佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

建築指導課